

令和5年12月25日

丹波市議会議長 垣内 廣明 様

民生産建常任委員会

委員長 大西 ひろ美

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会会議規則第109条の規定により報告します。

1 所管事務調査

○調査内容

福祉の外出支援に関する事項

2 調査の目的

令和5年5月に開催した「市民との意見交換会」において、「おでかけサポートの利用制限が厳しいため、利用者が必要なサービスを利用できない状況がある。」「高齢者の外出支援との制度の区分けが分かりにくく、利用者視点での利用に関する課題が多い。」という意見を受け、その実態を確認し、利用者の利便性向上を図るため、福祉の外出支援に関する事項について、本委員会の所管事務として調査を行った。

3 調査の経過

(1) 本件の経過

○令和5年6月21日(水)

閉会中の継続審査事項について、「障がい福祉に関する事項」の中から利用者の困りごととして相談を受けることの多い福祉の外出支援を取り出して整理する必要があるか等、今後の進め方について委員間討議を行い、閉会中の継続審査事項に決定した。

○令和5年7月4日(火)

今後の具体的な調査内容、スケジュールについての調整や、福祉の外出支援サービス利用者のヒアリング等について委員間討議を行った。

○令和5年7月28日(金)

福祉の外出支援に関する事項について、当局に説明を求め、障がい福祉課から「福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業」、介護保険課から「高齢者外出支援事業」のそれぞれの状況について聞き取りを行った。委員間討議により、福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業について調査することに決定した。

○令和5年8月30日(水)

障がい福祉サービス利用者のヒアリングの実施。福祉の外出支援に関する事項について委員間討議を行った。

○令和5年9月13日(水)

各委員間でとりまとめた意見をもとに当局に質疑を行い、委員間討議を行った。

○令和5年10月10日(火)

委員会調査報告書（案）の作成

○令和5年10月31日(火)

委員会調査報告書（案）の内容について協議を行った。

○令和5年11月6日(月)

福祉送迎サービス運行事業者との意見交換会

○令和 5 年 11 月 13 日(月)

運行事業者との意見交換会及び福祉交通部会の報告を経て、質疑、論点整理を行った。

○令和 5 年 11 月 29 日(水)

委員会調査報告書（案）の内容について協議を行った。

○令和 5 年 12 月 19 日(火)

委員会調査報告書（案）内容の確認を行った。

(2) 福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業の概要と課題

これまで、外出時に介助や支援が必要な要介護者及び障がい者等に対して、日常生活及び社会生活を支援し、自立支援・健康保持等の在宅福祉の向上に資することを目的として、車両による送迎サービスを行ってきた。

ア 従来の制度の課題

- ① 一部の利用者への偏りや頻回利用がある。
 - ② 丹波市社会福祉協議会の運行では、運転員の確保や事故対応など安定・安全運行に課題がある。
 - ③ 社会参加の行事が多い土日祝日に運行がない。
 - ④ タクシー事業者に車いす対応の介護タクシーの整備が少なく、所得のある移動制約者の交通手段が制限を受けている。
- 以上、大きく 4 点の課題があり、見直しがなされた。

イ 見直しの視点

- ① 交通にかかる制度の重複を整理し、福祉交通の目的に基づいた制度の充実・適正化を図るとともに、公共交通の発展を図る。
- ② 運行の安全性・安定性を確保する。
- ③ 制度の利便性の向上を図る。
- ④ 制度の公平性及び持続性を高めるため、利用の適正化を図る。

利用者の偏りや頻回利用、また、年度末の一括利用等、本来の目的である日常の定期的な外出支援とは異なる利用を抑制するため、回数制限と利用者負担導入を図る。

利用料金については、乗車 1 回につき 500 円、旧町域外は 1,000 円、通院利用については旧町域外も含めて 500 円で利用できる。しかし、関係団体・利用者、そして本委員会から「1 回（1 乗車）500 円の負担が大きい。」との意見もあり、経過措置として、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間、乗車 1 回につき 300 円、旧町域外は 600 円、通院利用については旧町域外も含めて 300 円とした。

令和 6 年度には丹波市障害者総合支援条例により、利用料金を 1 回 500

円、社会的交流に関して旧町域外は 1,000 円と経過措置がなくなる予定である。

ウ 現制度の課題

令和 2 年 12 月議会で丹波市障害者総合支援条例の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日より新制度が始まったが、令和 5 年 5 月の「市民との意見交換会」での意見をもとに本委員会では調査し、課題整理を行った。

- ① 利用料金が令和 6 年 4 月 1 日より 500 円となる。旧町域を越えると、社会的交流の場合はさらに 500 円が加算され、利用者にとっては負担が大きい。また、公平性の観点からも旧町域境をまたぐだけでタクシー料金より高い 1,000 円の負担は妥当であるのか。
- ② 外出予定日の前日 12 時までに「おでかけサポート予約係」に予約をする必要があるが、土日祝日に予約はできない。
- ③ 令和 6 年度より、日曜運行がなくなる。
- ④ 相乗りができない。
- ⑤ 福祉タクシーは、台数不足・運転手不足が課題となっており、予約が取りづらい状況にある。そこで、サポート予約係で調整・予約をして利用ができる体制になっているが、通院利用が優先され、社会的交流の利用予約を変更せざるを得ない等の課題がある。

4 調査の結果

福祉の外出支援施策について、福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業と高齢者外出支援事業の 2 事業について、現況確認を含めた調査を行った。

両事業ともに、交通に係る制度の重複を整理し、制度の充実と適正化を図ることを目的に令和元年度から見直しされており、丹波市地域公共交通会議福祉交通部会で審議されてきた内容や段階的見直しを行う旨、本委員会が報告を受けてきた経緯がある。

新しく福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業の実施が開始され 2 年が過ぎ、利用者のなかでさまざまな声が上がリ、本委員会でこれを受け止め、調査研究を進めてきた。

市はこの福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業について、他市に無い事業として実施している。また、運行事業者においては、「命と安全」を守るため、日々おでかけサポート事業に尽力され、大きな使命を果たしていただいている。

しかし、さまざまな課題もみられる。

今後において、通院や社会的交流等の機会が更に保障されるよう、改善を求め、次の点を指摘事項とする。

- (1) 利用料金においては、公平性を図るために走行距離に比例した割合で算出することはできないか。例えば、タクシー料金に比例して1割を負担するという方向性で考えていくことが必要ではないか。また、厳しい経済状況が続いていることを鑑みて、その体制を整備するまでの間、引き続き経過措置での300円の乗車負担を継続できないか、検討されたい。
- (2) 日曜運行の継続、相乗りや利用時間の拡充を検討されたい。
- (3) 福祉タクシーの不足等により、対応不足が生じていることから、二つの事業に分けて実施できないものか。例えば、約8割が通院に利用されることから、「おでかけサポート」は通院用に、社会的交流は「タクシーチケット」制にすれば、サポートセンターの負担も軽減されるのではないか。体制の見直しも含めて検討し、利用者の利便性向上を図られたい。
- (4) この福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業は、福祉の外出支援として必要とされている事業である。利用者・行政・事業者が協力し、維持・改善を進めていただきたい。